

役員のための財務税務会社法ニュース

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 親族内承継－経営権の集中

事業承継の基本は、経営に関与する後継者に、経営者の所有する株式を承継させ、経営に関与しない後継者以外の相続人には、他の財産を承継させることにより公平性を確保することです。

1 経営の承継と経営権の集中

経営権の後継者への承継とは、最終意見決定機関である株主総会の運営権（＝議決権）を承継することです。通常、会社の経営支配権を確保するためには議決権の過半数が必要であり、定款変更などの会社運営上の重要な事項の決定権を確保するためには3分の2以上の議決権が必要です。

議決権割合	株主総会の権利の内容等	
3分の2以上	特別決議事項	定款の変更（目的・商号・本店所在地・発行可能株式総数等）、合併・分割の承認、資本金減少、監査役の解任、特定の株主からの自己株式の合意取得等
50%超	普通決議事項	取締役の選任・解任、監査役の選任、計算書類の承認、取締役・監査役の報酬等、剰余金の配当等

2 経営権集中の阻害要因

民法上、法定相続人には、後継経営者等の立場に関係なく、原則として平等に財産受領権が存在します。兄弟姉妹以外が相続人の場合、法定相続分の2分の1（直系尊属の場合は3分の1）までは相続財産を取得する権利（遺留分）があります。

3 経営権集中のための有効な手法

1) 遺言

遺言書は「誰に」「何を」相続させるかを自由に記載することができるため、遺留分を侵害しないかぎり、遺言者の決めたとおりに自社株式等を後継者に移転することができます。

2) 経営承継円滑化法の活用（遺留分に関する民法特例）

後継者を含む経営者の推定相続人全員の合意により、合意対象とした自社株式等について、①遺留分算定の基礎財産から除外することができる制度（除外合意）、②遺留分算定の基礎財産に算入する際の価額を固定することができる制度（固定合意）を利用できます。

除外合意は、その自社株式等について遺留分減殺の対象から外れますので、自社株式の分散を防止できます。固定合意は、その価額が合意の時における価額に固定されるので、後継者は、将来の価値上昇による遺留分の増大を心配することなく経営に専念することが可能となります。

3) 経営承継に有効な種類株式の活用

① 議決権制限株式

議決権のある普通株式を後継者へ承継させ、議決権を制限した株式を後継者以外の相続人へ承継させることにより、後継者に議決権を集中させることができます。

② 拒否権付株式（黄金株）・取締役・監査役の選任権付株式

拒否権付株式は、定款に定めた一定の事項について拒否権を持つ株式をいいます。取締役・監査役の選任権付株式は、取締役・監査役の選任・解任を当該種類株主総会で行うことができます。

お見逃しなく！

生前に贈与した財産は、原則としてすべて遺留分算定の基礎財産に加えられます。

その金額は、贈与時の価額ではなく、相続開始時の評価額になります。贈与時から相続開始時まで評価額が上昇した場合、上昇後の評価額が基礎財産に算入されるので留意が必要です。